

平成 25 年 3 月 15 日

株主各位

岐阜県各務原市蘇原月丘町 3 丁目 17 番  
株式会社日本一ソフトウェア  
代表取締役社長 新川 宗平

## 株式分割に関する取締役会決議公告

当社は、平成 25 年 3 月 15 日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）付をもって、当社普通株式 1 株を 200 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）（ただし、前日および当日は株主名簿管理人の休業日につき実質上は平成 25 年 3 月 29 日（金曜日））と定めましたので公告いたします。

### お知らせおよびご注意

- 同取締役会において、上記のほか、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づき、次のとおり決議いたしました。
  - 株式の分割と同時に当社の発行可能株式総数を増加することとし、平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）付をもって当社定款第 6 条を変更し、13,532,000 株増加して 13,600,000 株といたします。
  - 株式の分割と同時に単元株制度を採用することとし、平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）付をもって当社定款に単元株式数の定めを新設し、100 株を 1 単元といたします。
- 平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）付をもって、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 25 年 3 月下旬頃にお届けのご住所あてにお送り申し上げます。
- 単元株制度の採用に伴い、平成 25 年 3 月 27 日（水曜日）付をもって、大阪証券取引所における売買単位が 1 株から 100 株に変更されます。
  - 株式の分割および単元株制度の採用にあたり、株主の皆様にお取り頂くお手続きは特にございませぬ。
  - 住所変更、改姓名等の各種お手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。

(3)特別口座に関する各種お手続き(証券市場で売却できるようにするために必要な、証券会社等の口座への株式振替申請を含みます。)は、下記の特別口座管理機関にお問合せ下さいませようお願いいたします。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社  
お問合せ先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行 証券代行部  
電話 0120-782-031

以上